政令第八十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

別表中

五、九四三円	七、七二〇円	九、四〇〇円	一〇、六五三円	一一、五三八円	一二、二八五円
五、〇二〇円	六、〇四八円	六、八八〇円	八、〇七八円	八、九九八円	九、四七五円

を

六、〇〇三円	七、七七五円	九、四五〇円	一〇、七〇三円	一一、五七三円	一二、三一八円
五、〇六八円	六、〇五〇円	六、七八三円	七、九五〇円	八、八五〇円	九、三一三円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同項第三号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同条第二項中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百六十七万二千四百円」を「二百七十三万六千円」に改め、同項第二号中「二百三万八千四百円」を「二百十八万八千八百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十三万五千二百円」を「八十五万五千六百円」に改め、同項第二号中「六十六万八千四百円」を「六十八万四千円」に改める。

第十条第五項中「二百三十三万七千六百円」を「二百三十九万二千八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百一万二千八百円」を「七百十七万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第三項、第二十七条の五第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第五項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項並びに附則第十一条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十四年三月」を「平成二十五年三月」に、「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に改め、同項の表を次のように改める。